

県立特別支援学校編成整備に関する懇話会設置要綱

平成23年 2月18日 教育長決裁

(設置)

第 1 条 県立特別支援学校編成整備について意見を聴取するため、県立特別支援学校編成整備に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 懇話会は、会長及び委員をもって組織する。

2 教育長は、次の各号に掲げるもののうちから依頼する。

- (1) 特別支援学校校長会を代表する者 1人
- (2) 特別支援学校 P T A 協議会を代表する者 1人
- (3) 学識経験者 若干名
- (4) 関係団体 若干名

(会長)

第 3 条 会長は、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が進行する。

(庶務)

第 5 条 懇話会の庶務は、教育庁総務課において処理する。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年 2月18日から施行する。